

国立大学法人群馬大学反社会的勢力に対する基本方針

平成27年 3月25日 学長裁定

国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な社会・経済の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守する。

- 1 国立大学法人としての社会的責任を強く認識するとともに、コンプライアンスを徹底することを目的として、反社会的勢力との関係を遮断するための態勢を整備する。
- 2 本学は、反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶する。
- 3 本学は、反社会的勢力による不当要求に対し、役職員及び学生の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努める。
- 4 本学は、反社会的勢力に対し、資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行わない。
- 5 本学は、反社会的勢力による不当要求に備えて、常時、弁護士等の外部専門機関等と緊密な連携関係を構築する。
- 6 本学は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事及び刑事の両面から法的対抗措置を講ずる等、断固たる態度で対応する。